

忘れずに申告しましょう

町県民税申告・確定申告相談会がはじまります

問 税務会計課 課税グループ ☎ 0247-62-8127

町県民税申告・確定申告相談会は「事前予約制」となっています。詳しくは広報1月号または町HPをご覧ください。

時 2月17日(月)～3月17日(月)
午前9時～午後4時 ※土日祝を除く

所 役場1階多目的ホール

所得税の納付期限

令和6年分所得税の納付期限は3月17日(月)です。確定申告を行い、納付する税額が決定したら期日までに納付しましょう。還付金が発生する場合は、5年分さかのぼって還付金の請求をすることができます。詳しくは国税庁HPをご覧ください。



町HP



国税庁HP



安心・安全と持続的な成長に向けた経済対策

住民税非課税世帯に対する給付金のお知らせ

問 保健福祉課 福祉グループ ☎ 0247-62-3166



2024(令和6)年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた経済対策」のうち住民税非課税世帯を対象とする1世帯あたり3万6千円の給付金については3月中の給付を予定しています。

※対象世帯に属する平成18年4月2日以降に出生したこどもについては1人あたり2万円を加算。

※町としての給付内容や対象者などの詳細が決まり次第、HP等で随時お知らせします。

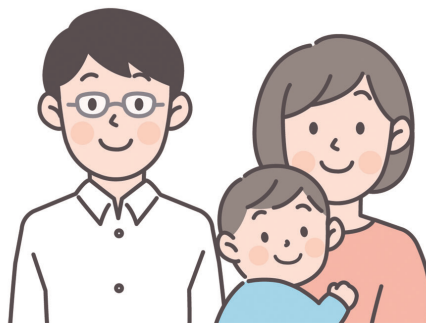
▶ 給付金の対象となる世帯(住民税非課税世帯)

次の全てに該当する世帯が対象です。

- ▷ 2024(令和6)年12月13日時点で、三春町に住民登録されている世帯であること。
- ▷ 世帯全員が、令和6年度分の町民税均等割が課されていないまたは町民税均等割を免除されている世帯であること。

※ただし、三春町内外を問わず市町村民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は給付金の対象世帯とはなりません。

(例 1人暮らしの高齢者世帯だが、別世帯である息子の扶養となっている など)



選挙の投票立会人を募集します

選挙の投票に立ち会ってみませんか？

問 三春町選挙管理委員会事務局 ☎ 0247-62-2111



三春町選挙管理委員会では、選挙に対する関心を高めるとともに、親しみのある投票所をめざして、各選挙の投票立会人を募集します。

投票立会人は、投票所や期日前投票所で投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく方のことです。選挙権のある方で三春町の選挙人名簿に登録されている方は、どなたでも務めることができます。

特に、若い方の選挙に対する関心を高め、若年層の投票率向上を図ることから、10～30代の方の積極的な参加をお待ちしています。

なお、選挙日程等により投票立会人になれないこともありますので、ご了承ください。

📅 3月31日(月)